

高潮浸水想定区域図に関する検討会

開催主旨

我が国は、国土の四方を海に囲まれているという地理的条件等から、高潮、高波、津波等による海岸災害にたびたび見舞われてきた。背後地の人命や資産を守るため、面的防護の考え方に基づく海岸保全に努めているところであるが、地盤沈下の進行によるゼロメートル地帯の拡大、大都市圏の水害リスクの高い地域における中枢機能の集積や地下空間の高度利用の進行、海岸の防護機能に対する住民等の安心感の広がりなど、高潮等に対して、国土、都市、人が脆弱化している側面もある。

こうした中、平成 27 年に水防法が改正され、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定する制度等が創設された。

農林水産省及び国土交通省は、平成 27 年 2 月に「高潮水防の強化に関する技術検討委員会」を設置し、最大規模の高潮に関する浸水想定を作成にあたって必要となる想定し得る最大規模の高潮の設定方法、堤防等の決壊・越流条件等の技術的な事項について関係有識者の意見を聴き、平成 27 年 7 月に「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を作成した。

これまで、都道府県において高潮浸水想定区域図の作成が進められているが、検討実績が蓄積されてきたこと、高波による高潮浸水シミュレーションの検討を加速する必要があること、令和元年台風第 15 号に伴う高波によって高潮浸水想定区域を越えて浸水が発生したこと及び調査・研究等による知見を踏まえて見直しを行う必要があることなどから、「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を点検し、改定に向けた検討を行う「高潮浸水想定区域図に関する検討会」を設置するものである。